

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国
独立—自由—幸福

No: 49/2013/ND-CP

ハノイ、2013年5月14日

政令

賃金に関する労働法の一部条項の詳細規定及び実施ガイドラインを定める。

2001年12月25日付政府組織法に基づき、
2012年6月18日付労働法に基づき、
2005年11月29日付企業法に基づき、
労働傷病兵社会省大臣の提案を検討し、

政府は、賃金に関する労働法の一部条項の詳細規定に関する政令を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本政令は、労働法第92条第2項に定めた国家賃金評議会の役割、義務、構成及び労働法第93条第1項に定めた賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの作成の原則に関して定める。

第2条 適用対象

1. 労働法第92条第1項に定めた国家賃金評議会のメンバー
2. 労働法第3条第1項に定めた労働契約形態に従事する労働者
3. 労働法第3条第2項に定めた雇用主（以下「企業」という）
4. 本政令に定める国家賃金評議会の役割、義務、構成及び賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの設定に係る各機関、組織、個人。

第2章

国家賃金評議会

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第3条 国家賃金評議会の役割

1. 国家賃金評議会は、政府に対し、地域別最低賃金の制定、調整を諮問する役割を有する。
2. 政府首相は、国家賃金評議会の設立に関して決定する。

第4条 国家賃金評議会の義務

1. 経済社会状況及び国民生活水準を分析し、労働者及び労働者の家族の最低限の生活を把握すること。
また、地域別最低賃金に関する規定の遵守状況、労働市場での賃金額、各企業の賃金支払い能力を年次もしくは各期間で評価し、政府に地域別最低賃金の調整提案を行うこと。
2. 一時的もしくはパートタイムなどの労働、業種に対する時給形態の最低賃金を立案し政府へ報告すること。
3. その地域に見合う最低賃金を設定できるよう地域分別基準を見直し、政府へ地域別最低賃金に関する提案を行うこと。
4. 諮問業務を効率化するために現地視察及び外国の経験を習うこと。
5. 政府、政府首相の指示に従いその他の賃金政策問題の解決を検討し立案すること。

第5条 国家賃金評議会の構成

1. 国家賃金評議会は、労働傷病兵社会福祉省（5名）、ベトナム労働総盟（5名）および中央の雇用主代表組織（5名）を含む15名で構成される。具体的には以下とおりである。
 - a) 労働傷病兵社会福祉省の副大臣は、国家賃金評議会の会長としてその任にあたる。
 - b) 国家賃金評議会の副会長は、ベトナム労働総同盟の副会長（1名）、ベトナム商工会議所の副会長（1名）及びベトナム協同組合の副会長（1名）の3名が就任する。
 - c) 国家賃金評議会の構成員は以下のとおりである。
 - ・ 労働傷病兵社会福祉省の代表者（4名）
 - ・ ベトナム労働総同盟の代表者（4名）
 - ・ ベトナム中小企業協会の代表者（1名）
 - ・ 多くの労働者を雇用する2つの中央協会の代表者（2名）
2. 政府首相は、労働傷病兵社会福祉省の大臣の提案に基づき国家賃金評議会の会長及び各副会長を任命する。また、労働傷病兵社会福祉省の大臣が任命する国家賃金評議会の構成員を認可する。
3. 国家賃金評議会の会長、各副会長及び各構成員は、労働、賃金に関する知識、経験を持って所属機関の意見、陳情を解決する能力を持つ者であり、また、当該者は、国家賃金評議会の活動に従事する条件を満たす者とする。国家賃金評議会の会長、各副会長及び各構成員は任期5年間を兼業する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 国家賃金評議会は、技術部門と常任部門を持つ。この2つの部門は、国家賃金評議会が地域別最低賃金に関する検討、調査、立案及び最低賃金を適用する地域の分別を支援する。また、国家賃金評議会における行政的な業務を行う。
5. 国家賃金評議会の財源は国家予算からの拠出金（労働傷病兵社会福祉省の年次予算に含まれる）及びその他の法令の規定に準じる資源である。

第6条 国家賃金評議会の業務規程

1. 国家賃金評議会の会長は、国家賃金評議会、技術部門、常任部門の業務規程の決定権を有する。
2. 国家賃金評議会の会長は、評議会の会議へ各省庁、部局、研究所、大学に従事している専門家、科学者、研究員などオブザーバーを招聘できる。

第3章

賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの設定の原則

第7条 賃金表、等級別賃金表の設定の原則

1. 企業は、生産体系、労働体系を基に管理職、技術職、専門職、一般職に従事する労働者に対する賃金表、等級別賃金表を設定する。
2. 賃金表、等級別賃金表を作成する場合、最高資格を有する技術職もしくは職位の最高賃金は、最低資格の職務もしくは職位の賃金の2倍とする。賃金表及び等級別賃金表の等級は、管理要件及び労働要件の複雑さの程度によって定めるものとする。上下等級間の賃金の差は、技術職及び専門職の資格の取得並びに能力の向上及び経験を即すものでなければならない。また、上下等級間の賃金の差は最低5%とする。
3. 賃金表及び等級別賃金表の最低等級（スタート等級）は、労働者のレベル、スキル、責任、経験などの労働要件の複雑さの程度によって定めるものとする。具体的には以下のとおりである。
 - a) 通常の労働条件において最も基本的な業務を行う労働者の最低賃金は、政府が定めた地域別最低賃金を下回ってはならない。
 - b) 職業訓練を受けた職務もしくは職位（企業により訓練された労働者を含む）の最低賃金は、政府が定めた地域別最低賃金より、最低でも7%以上高くなければならない。
 - c) 重労働、有害、危険な業務に従事する職務、職位の最低賃金は、通常の労働条件で同様の職務、職位に適用される賃金より最低でも5%以上高くなければなら

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

ない。また、特別な重労働、有害、危険な業務に従事する職務、職位の最低賃金は、通常の労働条件で同様の職務、職位に適用される賃金より最低でも7%以上高くなければならない。

4. 賃金表及び等級別賃金表は、労働者の労働組合の結成、加入、活動の自由及び労働者の性別、民族、肌の色、社会的な構成要素、婚姻状態、信仰、宗教、HIV感染、障害等により扱いを差別することなく、平等の原則に基づき設定されなければならない。また、等級別賃金の設定基準、昇給基準も作成するものとする。
5. 賃金表及び等級別賃金表は、技術革新、生産体制、労働体系、労働市場における実質賃金などの事情を勘案して定期的に見直し修正しなければならない。
6. 賃金表及び等級別賃金表を設定、修正、追加する場合、企業は、企業内の労働団体の代表組織より意見を聴取し、実施前に企業内で公開しなければならない。また、企業の生産拠点が所在する県レベルの労働管理機関へ送付しなければならない。

賃金表及び等級別賃金表を設定、修正、追加する場合、国家が所有する一人有限会社は、事前に国の意見を聞かなければならず、国家経済団体の親会社、特別な総公社の親会社は、それと同時に、当該企業の賃金表及び等級別賃金表を労働傷病兵社会福祉省へ送付しなければならない。

第8条 ノルマの設定原則

1. 仕事の手順、生産工程及び生産、サービス全般に対する労働ノルマは、科学的な労働体系、合理的な生産体制に基づき設定するものとする。
2. 労働ノルマは、技術革新、機械の技術基準、労働条件を前提とした上で、職務等級もしくは職位、労働者の学歴に従って設定しなければならない。
3. 指定される労働ノルマとは、平均値より高めに設定されなければならないが、多数の労働者が法律で定める通常の労働時間を過度に延長することなく、達成できるものでなければならない。
4. 新たな労働ノルマは、試験的に適用した上で正式採用するものとする。企業は、最低でも試験適用する15日前に労働者へ通知しなければならない。試験期間は、仕事の質により決定されるが、最長でも3ヶ月を超えてはならない。また、企業は、試験結果を評価しなければならない。

通常の労働時間内における出来高又は労働時間が、指定の5%以下、もしくは10%以上である場合、企業は労働ノルマを再調整しなければならない。

5. 労働ノルマは、定期的に見直し修正しなければならない。労働ノルマを制定、修正、追加する場合、企業は、企業内の労働団体の代表組織と協議し、実施前に労働者が就労する場所で公開しなければならない。また、企業の生産拠点が所在する県レベルの労働管理機関へ送付しなければならない。

第4章

施行規則

第9条 施行効力

1. 本政令は、2013年7月1日に発効する。本政令の定めは2013年5月1日から開始される。
2. 賃金に関する労働法の一部条項の詳細規定及びガイドラインを定める2002年12月31日付政令第114/2002/ND-CP号、および国営企業の賃金表、等級別賃金表、諸手当に関する2004年12月14日付政令第205/2004/ND-CP号は、本政令の発効日より廃止される。

第10条 施行組織

1. 国家賃金評議会の役割、義務、構成に関する施行組織の責任
 - a) 本政令第5条第1項に定める機関、組織の責任者は、国家賃金評議会へ参加する代表者を任命し、労働傷病兵社会福祉省へ参加者名簿を送付する責任を負う。
 - b) ベトナム商業産業部の会長は、多くの労働者を雇用する2つの中央協会を選択し、その2つの協会の責任者へ代表者の任命を指示する責任を負う。
 - c) 労働傷病兵社会福祉省の大臣は、参加者をまとめ政府首相へ報告しなければならない。政府首相は、国家賃金評議会の会長及び副会長を任命するが、国家賃金評議会の構成員は、労働傷病兵社会福祉省の大臣の決定によって任命されるものとする。
2. 賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの制定に関する施行組織の責任
 - a) 企業は、賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの設定、修正、追加を行い、企業の生産拠点が所在する県レベルの労働管理機関へ通知する責任を負う。複数の地域に生産拠点、支店を設立する企業は、それぞれの生産拠点、支店が所在する県レベルの労働管理機関へ賃金表、等級別賃金表、労働ノルマを送付しなければならない。
 - b) 企業の生産拠点、支店が所在する県レベルの労働管理機関は、各企業の賃金表、等級別賃金表、労働ノルマを受理し遵守状況を監視する責任を負う。また、法律違反を発見した場合、違反企業に対し、法令に従って賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの修正、追加を書面で指示する責任を負う。
 - c) 省、中央直轄市の人民委員会は、労働傷病兵社会福祉局に対する指導を行う。労働傷病兵社会福祉局は、ベトナム労働総盟と関連機関と協力し、管轄地域における各企業に対して、本政令に従い賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの設定に関する啓蒙、指導、監督、調査を行う責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 国家が所有する一人有限会社の権利、義務を遂行する機関、組織は、一人有限会社の賃金表、等級別賃金表、労働ノルマの設定に関する監督、監視を行う責任を負う。
- e) 労働傷病兵社会福祉省は、国家が所有する一人有限会社、国の組織・機関、及び株式会社、二人以上有限会社になった国営企業、その他の2004年12月14日付政令第205/2004/ND-CP号に従う国が所有する一人有限会社に対して、本政令の定めの下で賃金表、等級別賃金表、諸手当の設定を指導する責任を負う。また、当該企業は、企業内の職種間の賃金関係の調和を確保しながら、2004年12月14日付政令第205/2004/ND-CP号と共に公布された賃金表、等級別賃金表に従う賃金体系を廃止して、企業が設定する賃金表、等級別賃金表を適用するものとする。
3. 各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者、各省及び中央直轄市人民委員会委員長、関連機関、組織、企業、個人は、本政令を施行する責任を負う。

宛先：

政府代表
首相

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 汚職防止中央指導局委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族評議会及び国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家検査員
- ・ 国家財務監督委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム預金保険
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、官報掲載
- ・ 保管：書類管理部、総合経済部（3部）

グエン タン ズン